

構造改革特区の第7次提案に対する政府の対応方針

平成17年10月11日
構造改革特別区域推進本部

平成17年6月1日から30日まで実施した構造改革特区に係る第7次提案の募集に対しては、地域再生における支援措置の提案とあわせて、317件の提案が地方公共団体や民間事業者等から寄せられた。構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、「特区の推進に当たっては、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を受け、それらの提案について「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、別表1を追加・充実していくものとする。」とされていることを踏まえ、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行い、以下のような対応方針をとることとする。

1. 新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置

検討の結果、新たに特区において講じることが可能となる規制の特例措置は、別表1のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表1に掲げられた規制の特例措置については、「規制の特例措置の内容」、「同意の要件」及び「特例措置に伴い必要となる手続き」を具体的に検討した上で、11月下旬を目途に閣議決定により基本方針の別表1に追加する。

基本方針の別表1に掲げられることとなる規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達は、12月までのできる限り早い時期に公布し、1月1日までに施行するものとする。なお、規制所管省庁においては、別表1に掲げられた規制の特例措置を定める政省令、訓令又は通達を作成するに当たっては、別表1及び基本方針の別表1に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

別表1に掲げられた規制の特例措置は、原則として平成18年1月以降の構造改革特別区域計画の認定申請において、構造改革特別区域計画に記載できる規制の特例措置の対象とする。

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

〔今後の対応方針〕

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた規制改革事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが構造改革特別区域で講じられる規制の特例措置として馴染まないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等のさらなる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 構造改革特区において実施することができる特例措置(第7次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
411	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条第1項第1号	劇場等では、火災の際に在館者が安全かつ円滑に避難することができるよう、消防法令等に基づき各避難口に誘導灯及び誘導標識を設置することが必要であるが、一定の要件を満たす場合には、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る規定を適用しないことができるよう、所要の措置を講ずる。	総務省
512	「企業内転勤」に関する在留資格の要件緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	企業内転勤の在留資格については、対象施設を地方公共団体等が提供する場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助成の対象として指定する場合などにおいても認めることを検討し、それぞれの場合において、事業拠点の確実な確保を担保する観点等から、対象施設が存在すること、地方公共団体の一定の関与が必要であること等の条件を付した上で、企業内転勤の在留資格の決定が可能となるよう措置を講ずる。	法務省
933	特別養護老人ホーム等の耐火要件の緩和	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第1項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第124条第1項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第4条第1号	特別養護老人ホーム、指定短期入所生活介護事業所及び介護老人保健施設については、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれかに設けている場合には耐火建築物としなければならないが、特区においてこれを準耐火建築物とすることを一定の要件の下で可能とする。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1010	地方競馬における小規模場外設備の設置基準の緩和	競馬法施行令第2条及び第17条の7、競馬法施行規則第59条、農林水産省告示(平4.12.21農林水産省告示第1309号)、競馬法施行令の一部を改正する政令等の施行について(昭58.11.1農林水産事務次官通達)、競馬法施行令の一部改正について(昭29.9.27農林事務次官通達)	地方公共団体が、小規模場外設備について、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、周辺地域で文教上及び保健衛生上著しい支障を来すおそれなく周辺環境と調和していること等を認めて、告示で定める施設基準への適合性(地域社会との十分な調整を含む。)等について、書面により確認した場合は、「競馬法施行規則第59条に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなす。 これにより、農林水産大臣は当該施設の設置を承認することができる。	農林水産省
1143	特定事業1131番「修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」の現行特例措置の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第24条第1項、平成16年経済産業省告示第162号	民間資格試験に合格した者が、当該資格試験に合格することによって習得されたとみなすことができない履修項目について、認定講座において履修し修了認定を受けることによって、現行特例措置に基づく認定講座の修了者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められる場合は、当該資格試験に合格することによって習得されたとみなすことができる履修項目については履修及び修了試験の受験を要しないものとする。	経済産業省
1144	特定事業1132番「修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」の現行特例措置の拡充	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項、平成16年経済産業省告示第163号	民間資格試験に合格した者が、当該資格試験に合格することによって習得されたとみなすことができない履修項目について、認定講座において履修し修了認定を受けることによって、現行特例措置に基づく認定講座の修了者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められる場合は、当該資格試験に合格することによって習得されたとみなすことができる履修項目については履修及び修了試験の受験を要しないものとする。	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1218	地域特性に応じた案内標識及び警戒標識の設置を可能とするための寸法要件の柔軟化	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第二 備考 一 (二) 9 及び (五) 2	交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を地域特性に応じて縮小できるよう措置する。	国土交通省
1219	港湾施設である道路を走行する自動車に対する保安基準の緩和	道路運送車両法の保安基準第55条、基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日付け自技第193号)	港湾施設である道路において、鉄鋼製品等の貨物を大量かつ効率的に運ぶため、保安基準に一部適合しない大型車両を用いる場合、適切に道路を管理するための措置を講じるとともに、交通の安全を確保するため他の交通と分離・遮断することを前提に、当該車両が通行可能となるよう措置する。	国土交通省

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項(第7次提案追加分)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
833	専修学校における多様なメディアを利用して行う授業時数の拡大	専修学校設置基準第12条第2項	多様なメディアを高度に利用した授業について、現行制度では、総授業時数の2分の1以内とされているが、一定の範囲内で実習や対面授業を取り入れた上で、現行の2分の1を超えて行うことができるようにする。	平成17年度中	文部科学省
976	二次医療圏内における病院の統合再編整備に向けた病床規制の緩和	医療法第7条の2及び第30条の3、医療法施行令第5条の2、第5条の3及び第5条の4	病床過剰地域における病院の統合再編整備については、二次医療圏内において病床数が全体で減少する場合には、自治体病院をはじめとした公的病院等により新設あるいは増床が認められているところ、公的病院等に加え医療法人も含めた統合再編整備が制度的に可能となるようにする。	平成18年度中	厚生労働省
977	NPO法人による治験審査委員会(IRB)設置と共同IRBと施設IRBの業務分担の可能化	「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第27条	現状では、治験実施施設以外がIRBを設置する場合には設置主体が限定されている等の規制が行われているが、IRBの設置主体に、一定の要件を満たしたNPO法人を加える、外部のIRBに代替できる条件を緩和する、また、共同IRBと施設IRBのいわゆる2階建てを可能にするための条件について検討を行い、方針が決定次第速やかに措置する。	については平成17年中に方針を決定する。については平成17年度中に方針を決定するよう努める。その上で、方針が決定次第速やかに措置する。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
978	工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄についてのクリーニング業法上の取扱いの明確化	クリーニング業法第2条第1項	工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄については、クリーニング業法の適用がない旨の通知を都道府県等に発出する。	平成17年度中	厚生労働省
1013	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売することが認められる場合についての周知・徹底	卸売市場法第44条、卸売市場法施行規則第28条	中央卸売市場において仲卸業者が卸売業者以外から買い入れて販売する場合の開設者の許可について、卸売市場の入荷量が極端に少ない場合や仲卸業者の求める品質の生鮮食料品等が入荷されない場合等突発的な事案の発生に際しては機動的かつ適切な運用が求められるものであること等を内容とする通知を発出する。	平成17年度中	農林水産省
1135	鉱業権設定における都道府県知事との協議における地元市町村長への意見聴取の徹底及び環境保全の観点からの意見提出が可能であることの明確化	鉱業法第21条及び第24条	鉱業法第24条の協議に際し、出願区域等の市町村長の意見を反映した回答が為されるよう経済産業局長が都道府県知事に要請すること及び市町村長は環境保全の観点から都道府県知事に意見を述べられることを示すための通達を発出する。	平成17年度中 目途	経済産業省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1136	工場立地法における工場等の立地に関する準則の特例	工場立地法第4条、第4条の2及び第15条の4	工場等の立地に関する準則については、自治体からの要望や実需なども踏まえつつ、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定がより一層可能となるよう、措置する。	平成18年度中	経済産業省
1259	ダンプ型車を農産物輸送に一時的に使用するための簡便な手続きにおける対象品目の拡大	農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い(平成14年7月4日付け旭運輸第3号、旭運整第3号北海道運輸局旭川運輸支局通知)	旭川運輸支局における「農産物輸送用増枠ダンプ車に関する取扱い」においては、簡便な手続きによって、収穫時期に限ってビート等の特定の農産物をダンプ型車で運搬することについて定めているが、当該輸送対象品目に牧草を追加する。	平成17年度中	国土交通省
1309	外来生物法に基づくヌートリアの防除における狩猟免許の不要な場合の明確化	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条第2項、同法第11条第2項に基づく告示「ミュオカストル・コイプス(ヌートリア)の防除に関する件」	外来生物法に基づくヌートリアの防除は、使用する猟具に係る狩猟免許を有する者が実施することが原則であるが、その例外として、狩猟免許を所持しない者が外来生物法に基づくヌートリアの防除を実施できる場合について、使用猟具、使用場所、実施すべき措置等が明確になるよう通知を発出する。	平成17年度中	環境省